

重要事項説明書（おひさまクラブ）

当事業所が提供する学童保育の内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

事業者の名称	(福)焼津市社会福祉協議会
主たる事務所の所在地	焼津市大覚寺三丁目2番地の2
電話番号	054-621-2941
法人の種別及び名称	社会福祉法人
代表者職	会 長
代表者氏名	岩崎 四郎

事業所の名称	おひさまクラブ（大井川南放課後児童クラブ）
事業所の所在地	焼津市利右衛門856-9
電話番号	054-662-0812
受託年月日	平成25年4月1日
交通の便	焼津市自主運行バス 大井川焼津線吉永下車 徒歩5分
事業の実施地域	大井川南小学校学区
生活室面積	81.00㎡

2 事業者の職員の概要

職 種	勤務の体制
施設長	常勤1人
支援員	非常勤6人

3 学童保育の提供時間

長期休暇日	
7:30～18:30	
保育をしない日	土曜、日曜、祝日、8月13日～16日

4 学童保育の運営方針

本クラブの支援員は、児童の心身の特性を踏まえ、遊びを通じて児童の自主性・創造性・社会性を高め、さらに家庭的な雰囲気と温かい環境の中で情緒的な安定を図り、児童の安全と健全な育成を目指します。また保護者、小学校、地域、行政と連携し適切な事業の実施に努めます。

5 利用料金

(1) 当クラブの利用料金は次の通りです。

20,000円 / 人

ア 月の途中入所・退所となった場合でも一カ月分をご負担いただきます。

イ 退所届の提出がなく、自己の都合により月の利用が一度もなかった場合でも利用料をご負担いただきます。

ウ おやつ代として、児童1名につき2,000円を利用料に加算させていただきます。

(2) その他の費用

特別行事参加費等の費用は別途請求いたします。

(3) 料金の支払い方法

保護者が当クラブに支払う料金の支払い方法については、現金支払いになります。

期日までに、大井川福祉センター「ほほえみ」窓口にて現金をお支払いください。

期日につきましては、後日入所決定者に郵送にて文書でお知らせ致します。

6 学童保育の利用方法

(1) 利用開始

ア 当クラブに入所申込書、就労証明書、入所希望の児童に障がいがある場合は、療育手帳、障がい者手帳の写しを、保護者が介護や看護、育児等で保育ができない場合は、それを証明する手帳・診断書等の写しを添付して提出してください。

イ 審査後、当クラブより入所の可否を連絡しますので、それにより利用を開始してください。

ウ 保護者が就労先を変更した場合、変更後の就労証明書を速やかに提出してください。

(2) 利用終了

ア 学童保育を終了する場合

次に掲げる場合に限り学童保育を終了する事ができるものとします。

なお、退所届については学童保育の終了を希望する日の原則 1 カ月前までに提出してください。

○同居家族の就労状況に変更があった場合

○その他事業者(会長)が特に必要と認めた場合

イ 当クラブの都合で学童保育を終了する場合

現行の保育審査基準に該当しなくなったとき、または新たな保育基準が制定され、その基準に該当しない等、やむをえない場合は、学童保育を終了する場合があります。

その場合は学童保育終了日の30日前までに、文書により保護者に通知します。

ウ 次の場合は、学童保育は自動的に終了します。

○保護者が期限内に更新申請を提出しない場合

エ その他

- 当クラブが、正当な理由なく学童保育を提供しない場合及び、守秘義務に違反した場合、並びに保護者等に社会通念を逸脱する行為を行った場合、保護者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を終了することができます。
- 自然災害等の発生により、クラブ運営が困難になった場合。

7 学童保育の内容

- (1) 遊びを通じて児童の自主性および社会性の向上を図ります。
- (2) 児童の自主学習に対する援助を行います。
- (3) 児童の安全および健康管理を行います。
- (4) 児童の保護者、小学校および地域、行政との連携を図ります。
- (5) その他児童の健全な育成を図るために必要な措置を講じます。

8 緊急時の対応

学童保育中の怪我や病気等身体に変化があった場合は、救急病院等に受診することがあります。その際の交通費につきましては、保護者の負担となります。また必要に応じ、保護者の指定された緊急連絡先に連絡します。

9 傷害保険等の内容

当クラブで加入している保険は次のとおりです。

- (1) クラブ利用者傷害保険（利用者本人の過失により発生した怪我等）
死亡・後遺障害 3,000 千円 入院日額 3,000 円 通院日額 1,500 円
- (2) クラブ管理者賠償責任保険（保険会社により、職員の過失が認められた怪我等）
身体障害賠償責任 50,000 千円（1 名支払限度額）100,000 千円（1 事故支払限度額）
財物賠償責任 5,000 千円
- (3) 生産物(不良製造・加工品損害担保 10% 不良完成品損害担保 10%)
身体賠償責任 10,000 千円(1 名支払限度額) 100,000 千円(1 事故支払限度額)

※ 保険の適用期間は、事故発生の日を含め、180 日以内となります。また、クラブ利用者傷害保険はクラブ内での活動や、所外行事等の活動、クラブの行き帰りが対象となりますが、帰宅途中に買い物等寄り道をすると、そこから自宅までの帰り道は保険の給付対象外になりますので、ご注意ください。（自動車、バイク等任意保険が適用される場合も給付の対象になりません）

10 クラブへの出席停止

- (1) 感染症等の病気にかかった児童は、医師の診断による許可があるまでクラブへの出席を停止とさせていただきます。
- (2) 病気が完治した場合は、完治証明書をクラブに提出して下さい（コピー可）。

11 苦情処理

保護者は当クラブの学童保育活動について、いつでも苦情を申し立てることができます。

保護者は当事者に苦情を申し立てたことにより、何らの差別待遇を受けません。

苦情相談窓口 焼津市社会福祉協議会大井川支所 担当 川村 法美

電話番号 054-662-0610

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

その他、市に苦情を申し立てることができます。

焼津市教育委員会 家庭支援課

電話番号 054-631-6978

令和 年 月 日

(利用者)

当重要事項説明書を確認し、学童保育に関する内容を承諾しました。

住 所 _____

保護者氏名 _____ 印

児童氏名 _____



児童クラブの1日

7:30	順次登所 *検温・手洗い	◎学習時間には、学校から出された宿題、ドリル、ワーク、手作り問題集等ご家庭で用意した学習用具を使用します。
7:30~9:00	学習時間（読書）	
9:00~12:00	自由遊び（室内又は外遊び）	◎クラブ開所時間前の児童の受入れは出来ません。また、延長保育は実施しておりませんので利用時間厳守をお願いします。
12:00~12:30	昼食	
13:00~14:00	休息	
14:00~16:00	自由遊び（室内又は外遊び）	
16:00~16:30	おやつ	
16:30~18:30	自由遊び（室内）	
18:30	クラブ閉所時間	

☆季節に応じて毎月クラブで行事を開催します。行事内容、お迎え時間、参加費等のお願いをする場合もありますので、配布されるおたよりをご確認ください。





クラブでの持ち物



◎ハンカチ ◎ティッシュ ◎マスク（予備用として）

◎着替え（下着・靴下・服 上下）

◎お弁当 ◎水筒 ◎プール用品一式

◎勉強道具（１時間分） ◎筆記用具

◎ブランケット（休息用）

***着替えは常時クラブで保管する為、一式袋に入れて下さい。**

着替えを使用した際は、児童がその日に持ち帰りますので
翌日には着替えの補充をお願いします。

***上記の持ち物以外に、季節に応じて持ち物に変更がありますが、詳細につきましては毎月発行されるおたよりをご確認下さい。また、ゲーム機やカード等学校で持ち込み禁止となっている物は、クラブでも禁止とさせていただきます。**

紛失防止為、全ての持ち物には大きくはっきりと名前を記入して下さい。